

台風に係る体制等の区分、発令基準及び措置内容一覧表

| 体制等の区分 | 発令基準  | 措置  | 内容等  |
|--------|---|---|--|
| 注意喚起   | 強風域（平均15m/s以上の風が吹いている範囲）に入ると予想される時刻の48時間前までに発令する。 | ① 気象情報を収集し、台風の動向に留意する。<br>② 船舶代理店等関係先との連絡体制を確保する。 | ① 船舶は荒天準備を行い、避泊できる体制（水先人、曳船の手配等を含む。）を確保する。<br>② 外国船舶の船長は、船舶代理店等を経由して、動静等を海上保安部に連絡する。<br>③ 工事現場等については、資機材等の流出防止措置を講じる。<br>④ 避泊が困難な小型船は、係留を強化するか、陸揚げ固縛する。<br>⑤ 設備を備えている全ての船舶は、次の事項を遵守する。<br>・国際VHF16チャンネルを常時聴取のこと。<br>・レーダー等により自船の锚泊位置等を確認すること。<br>・最新の台風情報、気象海象情報を収集し、突発的な事象に対応できるように備えること。 |
| 警戒体制   | (最大風速40m/s未満の場合)<br>強風域に入ると予想される時刻の6時間前までに発令する。   | 警戒勧告  | 警戒体制に掲げる事項のほか、できる限り台風の影響を受けににくい安全な海域への避難に心がけること。特に、大型船舶は内湾における避難を極力避けること。  |
| 特別警戒体制 | (最大風速40m/s以上の場合)<br>強風域に入ると予想される時刻の24時間前までに発令する。  | 早期警戒勧告  | ① 船舶は、直ちに港内又は港外の安全な場所に避難する。<br>② 外国船舶の船長は、船舶代理店等を経由して、避難状況等を海上保安部に連絡する。<br>③ 設備を備えている全ての船舶は、次の事項を遵守する。<br>・国際VHF16チャンネルを常時聴取のこと。<br>・錨泊している船舶は走锚防止のため、自船の錨泊位置等を連続監視すること。<br>・機関はスタンバイ状態とし、直ちに運航できる体制を保持すること。<br>・最新の台風情報、気象海象情報を収集し、突発的な事象に対応できるように備えること。                                  |

津波に係る体制の区分、発令基準及び措置内容一覧表

| 体制の区分 | 発令基準   | 措置   | 内 容 等   |
|-------|--|------|---|
| 警戒体制  | 気象庁から山口県・瀬戸内海沿岸に対し、津波注意報が発表された場合に発令する。       | 警戒勧告 | <p>① 関連情報、津波情報を収集し、船舶代理店等関係先との連絡体制を確保する。</p> <p>② 入港しようとする船舶及び出港中の船舶は、港外の安全な場所に避難する。</p> <p>③ 鑑泊中の船舶及び浮標係留中の船舶は、機関を使用し危険を回避できる体制を確保する。</p> <p>④ 荷役中を除く係留中の船舶は、係留を強化する。なお、小型船にあっては、できるかぎり陸揚げのうえ固定措置を講ずるものとするが、時間的余裕のない小型船については係留を強化する。</p> <p>⑤ 荷役中の船舶は、直ちに荷役を中止し荷役設備を切り離すとともに、係留を強化する。</p> <p>⑥ ③から⑤において、時間的余裕のある船舶（小型船を除く。）については、できるかぎり港外の安全な場所に避難する。</p> <p>⑦ 設備を備えている全ての船舶は、次の事項を遵守する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際VHF16チャンネルを常時聴取のこと。</li> <li>・レーダー等により自船の锚泊位置等を確認すること。</li> </ul> <p>⑧ 工事現場等において、陸上の安全な場所に避難する時間的余裕のある場合は、資機材の流出防止措置を講じる。</p> <p>⑨ 水深に余裕のない船舶は、港外の安全な場所に自主的に避難する。</p> |
| 非常体制  | 気象庁から山口県・瀬戸内海沿岸に対し、津波警報又は大津波警報が発表された場合に発令する。 | 避難勧告 | <p>① 関連情報、津波情報を収集し、船舶代理店等関係先との連絡体制を確保する。</p> <p>② 入港しようとする船舶及び出港中の船舶は、港外の安全な場所に避難する。</p> <p>③ 鑑泊中の船舶及び浮標係留中の船舶は、機関を使用し危険を回避できる体制を確保する。</p> <p>④ 荷役中を除く係留中の船舶は、港外の安全な場所に避難する。ただし、時間的余裕のない船舶については係留を強化する。</p> <p>⑤ 荷役中の船舶は、直ちに荷役を中止し荷役設備を切り離すとともに、港外の安全な場所に避難する。ただし、時間的に余裕のない船舶については、荷役設備を切り離したのちに係留を強化する。</p> <p>⑥ ③から⑤において、港内に在泊または、港外の安全な場所に避難できなかつた船舶（小型船を除く。）は、船舶代理店等を経由して、その旨を海上保安部に連絡する。</p> <p>⑦ 設備を備えている全ての船舶は、次の事項を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際VHF16チャンネルを常時聴取のこと。</li> <li>・レーダー等により自船の锚泊位置等を確認すること。</li> </ul>  |

発達した低気圧に係る体制等の区分、発令基準及び措置内容一覧表

| 体制等の区分 | 発令基準   | 措置内容   |
|--------|--|--|
| 注意喚起   | 発達した低気圧が接近し、気象庁から瀬戸内海に海上風警報が発表された場合に発令する。  | <p>① 気象情報を収集し、発達した低気圧の動向等に留意する。</p> <p>② 船舶代理店等関係先との連絡体制を確保する。</p>   |
| 警戒体制   | 発達した低気圧が接近し、気象庁から瀬戸内海に海上強風警報が発表され、平均 $15 \text{ m/s}$ 以上の風が吹いているか、又は 24 時間以内にその状態になると予想される場合に発令する。 | <p>① 船舶は荒天準備を行い、避泊できる体制（水先人、曳船の手配等）を確保する。</p> <p>② 外国船舶の船長は、船舶代理店等を経由して、動静等を海上保安部に連絡する。</p> <p>③ 工事現場等については、資機材等の流出防止措置を講じる。</p> <p>④ 避泊が困難な小型船は係留を強化するか、陸揚げ固縛する。</p> <p>⑤ 設備を備えている全ての船舶は、次の事項を遵守する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際 VHF 16 チャンネルを常時聴取のこと。</li> <li>・レーダー等により自船の锚泊位置等を確認すること。</li> <li>・気象海象情報を収集し、突発的な事象に対応できるように備えること。</li> </ul> |
| 非常体制   | 発達した低気圧が接近し、気象庁から瀬戸内海に海上暴風警報が発表され、平均 $25 \text{ m/s}$ 以上の風が吹いているか、又は 24 時間以内にその状態になると予想される場合に発令する。 | <p>① 船舶は、直ちに港内または港外の安全な場所に避難する。</p> <p>② 外国船舶の船長は、船舶代理店等を経由して、避難状況等を海上保安部に連絡する。</p> <p>③ 設備を備えている全ての船舶は、次の事項を遵守する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際 VHF 16 チャンネルを常時聴取のこと。</li> <li>・錨泊している船舶は走锚防止のため、自船の锚泊位置等を連続監視すること。</li> </ul> <p>・機関はスタンバイ状態とし、直ちに運航できる体制を保持すること。</p> <p>・気象海象情報を収集し、突発的な事象に対応できるようには備えること。</p>                                 |